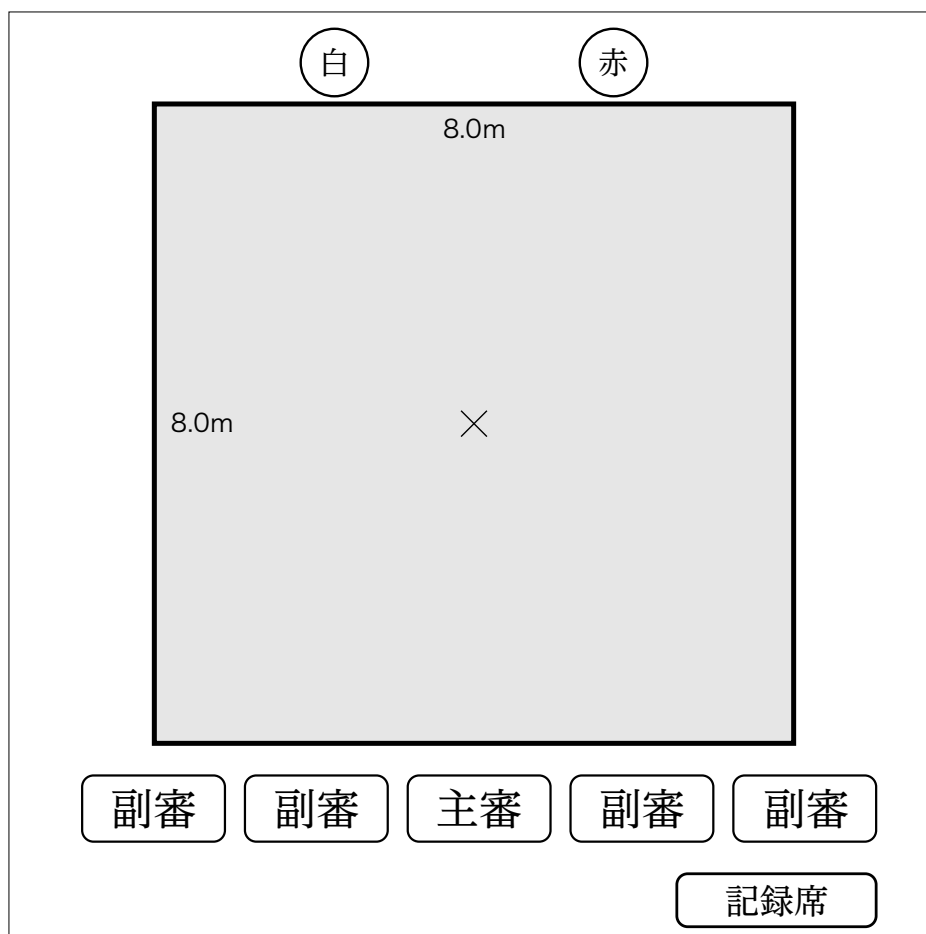


競技規程

【競技場】

第1条 競技場は、マット敷き又は平坦な板間とし、一辺が8mの正方形とする。



【服装】

第2条 競技者、監督、審判員は、次の各号に定められた服装を着用しなければならない。

- (1) 競技者は、白で無地の空手着を着用するものとする。ただし、古武道の競技者は、黒又は茶の空手着も認めるものとする。なお、袴の着用は認めない。
- (2) 空手着の左胸に限り、流派・会派章、国旗（沖縄県の県章を除く。）、自国の紋章を付けることができ、それ以外の部分には一切の文字、紋章、ラベル等は付けてはならない。ただし、既に空手着に加工されているメーカーの商標ラベルや本人の氏名はその限りでない。
- (3) 空手着の背面には、沖縄空手世界大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が交付するゼッケンを付けなければならない。
- (4) 男子は、空手着の下にTシャツ等を着用することはできない。女子は、白無地又は空手着の上着と同色で無地のTシャツ又はインナー（例：タンクトップ、スポーツブラ等）を着用しなければならない。
- (5) 上着の長さは、ウエストで帯を締めるときで腿の中ほどまでのものとする。
- (6) 上着の袖の長さは、最長で手首までとし、肘から手首の間の中ほどより短くしてはならない。また、袖を表側に折り曲げたりしてはならない。折り曲げる場合は、裏側に折り縫い付けるものとする。
- (7) ズボンの長さは、少なくとも脛の3分の2を覆うほどの長さとし、最長でもくるぶしは隠れてはならない。裾を表側に折り曲げたりしてはならない。折り曲げる場合は、裏側に折り縫い付けるものとする。
- (8) 帯は実行委員会が配付する青色の統一帯とする。なお、トーナメント制の競技においては、実行委員会が準備した赤又は白の紐を胴部に巻き標識とする。

- (9) 眼鏡をかける場合は、落下しないよう処置しなければならない。
 - (10) アクセサリー（鉢巻き、ヘアークリップ、ミサंगा、ピアス等）は身につけてはならない。ただし、髪を結ぶための黒色または茶色のゴムは認める。
 - (11) 負傷による包帯、留め金等は、医師の診断があり、かつ、実行委員会の許可を得た場合でなければ身につけることはできない。
 - (12) 監督は、競技の間、空手着を着用し、腕章をしなければならない。
 - (13) 審判員は、黒の室内靴及び靴下、グレー系のズボン、実行委員会が指定した上着を着用する。
- 2 前項までの規定に従わない者は、出場資格を剥奪されることがある。

【競技の構成】

第3条 競技は、年少少女I、年少少女II、年少少女III、男子と女子別々の少年I、少女Iの5区分による型の個人競技とする。

- 2 競技は、首里・泊手系の部、那覇手系の部、上地流系の部、古武道（棒）の部の4部門で実施する。

【審判団】

第4条 審判団は、審判長から指名された審判員6名（主審1名、副審4名、監査1名）で構成される。

- 2 競技専門部会部長は、競技の円滑な運営を図るため、数名の記録係、告示係、指示係等を任命することができる。

【競技の方法】

第5条 競技は、得点方式で実施する。

- 2 得点方式は、各競技者が型を演武し、審判団が示した得点によりその順位及び勝敗を決定する。
- 3 県内予選は、得点方式のグループ制とし、各コートの得点上位者のうち別で定める人数が本大会に進むことができる。
- 4 海外・県外・県内離島予選は、得点方式のグループ制とし、各コートの得点上位者のうち別で定める人数が本大会に進むことができる。
- 5 本大会は、得点方式のトーナメント制とする。

【得点方式】

第6条 得点方式においては、次の各号により各競技者の得点及び順位を決定する。

- (1) 各競技者の得点は、主審及び副審が表示した点数のうち最高点及び最低点を除いた合計点をその者の得点とする。
 - (2) 次戦進出の当落線上となる得点に複数の競技者が同点で並んだ場合には、当該競技者の得点に、前号で除かれた最低点を加算し、その合計点で順位を決定するものとする。それでもなお複数の競技者が同点で並ぶ場合には、前号で除かれた最高点をさらに加算し、その合計点で順位を決定するものとする。
 - (3) 前号において、さらに複数の競技者が同点で並ぶ場合には、当該競技者間で同点決勝演武を行い、前2号までの規定に基づき順位を決定するものとする。なお、この場合において、前に演武した型と同じ型を選択することはできない。
 - (4) 前号までの方法により、それでもなお複数の競技者が同点で並ぶ場合には、審判団の協議により順位を決定するものとする。
- 2 得点方式における競技の実施方法は、次のとおりとする。
- (1) 競技者は、演武場境界線に立ち、正面に一礼をした後、開始の位置につく。
 - (2) 競技者は、開始位置についたら一礼し、演武する型の名称を告げた後、演武を開始する。演武終了後は、一礼した後、反転してから競技場を退出し、競技場境界線に立ち、審判員の判定を待つ。採点後、一礼して退場する。
 - (3) 主審及び副審は、競技者の演武終了後、採点を行う。

【型の選択】

第7条 各部門において演武する型は、実行委員会が認める沖縄空手・古武道の伝統的な型とし、次の中から選択するものとする。

- (1) 首里・泊手系の部：別表1
- (2) 那覇手系の部：別表2
- (3) 上地流系の部：別表3
- (4) 古武道（棒）の部：別表4

2 演武する型については、連続して同じ型を演武することができる。（第6条第1項第3号に規定する演武を除く。）

【審判の基準】

第8条 審判は、別に定める審判基準に基づき評価を行う。

【その他】

第9条 古武道（棒）の部において、少年少女Ⅱ及び少年少女Ⅲで使用する棒は、材質は木類（竹を除く）、形は丸形とし、長さは身長より10cm以上又は180cm以上、重さは制限がないものとする。少年Ⅰ及び少女Ⅰで使用する棒は、材質はカシヤコクタン等の硬木類、形は丸形とし、長さは身長より10cm以上又は180cm以上、重さは750g以上とする。

- 2 棒は、滑止めのための彫込みや重心移動のための鉄芯の埋込み等、いかなる細工も認めない。
- 3 選手は、事前に使用する棒の検査を受け、検査済を示すシールを貼付しなければならない。シールのない棒は、競技で使用することは認めない。

【補則】

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

別表 1 首里・泊手系の部

No.	型名	少年少女I	少年少女II	少年少女III	少年I	少女I
1	普及型I	○	○	○	○	○
2	普及型II	○	○	○	○	○
3	ピンアン初段	○	○	○	○	○
4	ピンアン二段	○	○	○	○	○
5	ピンアン三段	○	○	○	○	○
6	ピンアン四段	○	○	○	○	○
7	ピンアン五段	○	○	○	○	○
8	ナイハンチ初段	○	○	○	○	○
9	ナイハンチ二段	○	○	○	○	○
10	ナイハンチ三段	○	○	○	○	○
11	アーナクー	○	○	○	○	○
12	セーサン (セイサン)	○	○	○	○	○
13	ワンスー (ワンシュー)	○	○	○	○	○
14	パッサイ	×	×	×	○	○
15	パッサイ大 (松村のパッサイ)	×	×	×	○	○
16	パッサイ小 (糸洲のパッサイ)	×	×	×	○	○

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。

別表 2 那覇手系の部

No.	型名	少年少女I	少年少女II	少年少女III	少年I	少女I
1	ゲキサイI	○	○	○	○	○
2	ゲキサイII	○	○	○	○	○
3	サイファー	×	○	○	○	○
4	セーユンチン (セーエンチン)	×	×	○	○	○
5	シソーチン	×	×	×	○	○
6	サンセーラー	×	×	×	○	○

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。

別表 3 上地流系の部

No.	型名	少年少女I	少年少女II	少年少女III	少年I	少女I
1	普及型I	○	○	○	○	○
2	普及型II	○	○	○	○	○
3	カンシワ	○	○	○	○	○
4	カンシュー	○	○	○	○	○
5	セーチン	×	○	○	○	○
6	セーサン	×	×	×	○	○

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。

別表 4 古武道（棒）の部

No.	型名	少年少女II	少年少女III	少年I	少女I
1	大城ぬ棍	○	○	○	○
2	朝雲ぬ棍	○	○	○	○
3	周氏ぬ棍	○	○	○	○
4	周氏ぬ棍小	○	○	○	○
5	徳嶺ぬ棍	○	○	○	○
6	公望ぬ棍（公方ぬ棍）	○	○	○	○
7	カッシン棒	○	○	○	○
8	佐久川ぬ棍	×	×	○	○
9	佐久川ぬ棍小	○	○	○	○

※「○」は選択できる型、「×」は選択できない型。